

第10回 定時株主総会 招集ご通知

TECHNOPRO

テクノプロ・ホールディングス株式会社

日時

平成27年9月29日(火曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)

郵送及びインターネットによる議決権行使期限

平成27年9月28日(月曜日)午後6時まで

場所

東京都千代田区外神田一丁目18番13号

秋葉原ダイビル2階

秋葉原コンベンションホール

(末尾の「第10回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・
オプションに関する報酬等の具体的な
内容決定の件

株主の皆様へ



代表取締役社長 兼 CEO

西尾 保示

株主の皆様には、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第10回定時株主総会招集ご通知をご高覧願うにあたりまして、謹んでご挨拶申しあげます。

第10期(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)は、当社グループにとりまして、大きな節目の年となりました。

平成26年7月1日付でグループの中核事業会社の法人統合を実施し、お客様のニーズに一層的確かつ迅速にお応えしていく体制を整えてスタートいたしました第10期の連結業績は、売上収益が812億円、営業利益が72億円と、順調に業績を伸長させることができました。

また、当社は、株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、平成26年12月15日に東京証券取引所市場第一部に上場いたしました。これもひとえに、お客様のご愛顧とともに、株主の皆様のお力添えやご理解の賜物でございます。この場をお借りしまして、改めて心より御礼申しあげます。

今般、当社は、第11期(平成28年6月期)から3年間の中期経営計画「Growth 1000」を発表いたしました。グループ一丸となって「Growth 1000」の達成を目指し、これまで構築してまいりました経営基盤の整備を一層推し進めるだけでなく、さらなる成長に向けた取組みを加速し企業価値の継続的な向上に努め、株主の皆様からのご期待に応えてまいりたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

目 次

招集ご通知	
第10回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
第3号議案 取締役7名選任の件	11
第4号議案 監査役2名選任の件	16
第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件	20
招集通知提供書面	
事業報告	
1. 企業集団の現況	22
2. 会社の現況	30
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告	53
TOPICS	58

株主各位

証券コード 6028
平成27年9月9日

東京都港区六本木六丁目10番1号

テクノプロ・ホールディングス株式会社

代表取締役社長 兼 CEO **西尾保示**

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面の郵送による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年9月28日(月曜日)午後6時までに到着するようご投函くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権の行使】

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、インターネットによる議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、平成27年9月28日(月曜日)午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時	平成27年9月29日(火曜日)午前10時 (受付開始 午前9時)
2 場 所	東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階 秋葉原コンベンションホール (末尾の「第10回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第10期(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第10期(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件 第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件
4 議決権の行使についてのご案内	次頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出いただきますようお願い申し上げます。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前にインターネット上の当社ウェブサイトにて開示させていただきました。
- 当日当社では、地球温暖化防止に向けた省エネルギーへの取り組みの一環として、当社役員及び係員が軽装(ノーネクタイのクールビズスタイル)にてご対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<http://www.technoproholdings.com>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使いただくようお願い申し上げます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

日時 平成27年9月29日(火曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

場所 秋葉原コンベンションホール
東京都千代田区外神田一丁目18番13号 秋葉原ダイビル2階

(末尾の「第10回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成27年9月28日(月曜日) 午後6時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 平成27年9月28日(月曜日) 午後6時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。ご利用に際しては、次の事項をご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) インターネットによる議決権の行使期限は、平成27年9月28日(月曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) インターネットと議決権行使書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ接続料金及び通信料金等は、株主様のご負担となります。

2. 議決権行使コード及びパスワードのお取り扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

3. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

パソコン等の操作方法
に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話**0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料)

◆機関投資家の皆様へ◆

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

利益配分に関しましては、企業価値・株主価値向上を図るべく、内部留保を通じて成長のための資金需要と財務健全性確保に対応する一方で、連結配当性向を具体的な指標として、業績の一部について配当を通じて株主の皆様へ直接還元することを基本方針としております。配当水準については、中長期的に連結配当性向50%を目処とし、中間配当及び期末配当を年2回安定的に行うことを基本としております。

当事業年度におきましては、東京証券取引所市場第一部への上場直後であったため中間配当は実施いたしませんでしたが、親会社の所有者に帰属する当期利益68億74百万円に対して連結配当性向50%を適用して、期末配当は以下のとおり、1株当たり100.88円(年間配当は1株当たり100.88円)といたしたいと存じます。

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項
及びその総額

当社普通株式1株につき金 **100.88円**
配当総額 **3,437,377,252円**

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成27年8月に公表した中期経営計画「Growth 1000」において、当社グループの事業ドメインを技術系人材サービスと定めたことに対応し、事業目的を明確化するため、現行定款第2条(目的)を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になりました。これに伴い、これらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第28条(取締役の責任免除)第2項及び第39条(監査役の責任免除)第2項の一部をそれぞれ変更するものであります。
 なお、現行定款第28条(取締役の責任免除)第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款第20条(補欠取締役)第1項及び第31条(補欠監査役)第1項について、根拠条文の変更を行うものであります。
- (4) その他、字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第2条(目的) 当会社の目的は次のとおりとする。 1. ～ 2. (条文省略) <u>3. 経営、不動産、人事に関するコンサルタント業務</u> <u>4. 広告、宣伝業務</u> 5. 前各項に附帯関連する一切の業務	第2条(目的) 当会社の目的は次のとおりとする。 1. ～ 2. (現行どおり) (削除) (削除) 3. 前各項に附帯関連する一切の業務

現行定款

第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) ~ (2) (条文省略)
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第20条 (補欠取締役)

当会社は、会社法第329条第2項に規定する補欠の取締役を選任することができる。

2. ~ 3. (条文省略)

第28条 (取締役の責任免除)

(条文省略)

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第31条 (補欠監査役)

当会社は、会社法第329条第2項に規定する補欠の監査役を選任することができる。

2. ~ 3. (条文省略)

変更案

第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) ~ (2) (現行どおり)
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第20条 (補欠取締役)

当会社は、会社法第329条第3項に規定する補欠の取締役を選任することができる。

2. ~ 3. (現行どおり)

第28条 (取締役の責任免除)

(現行どおり)

2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第31条 (補欠監査役)

当会社は、会社法第329条第3項に規定する補欠の監査役を選任することができる。

2. ~ 3. (現行どおり)

現行定款

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

第39条（監査役の責任免除）
（条文省略）

2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

変更案

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

第39条（監査役の責任免除）
（現行どおり）

2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第3号議案

取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役7名全員が任期満了となり、取締役 チャールズ ジョン アバディ氏は退任いたします。つきましては、新任の社外取締役候補者1名を含む取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				当社における地位、担当		
1	にし 西	お 尾	やす 保	じ 示	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	再任	
2	さ 佐	とう 藤		ひろし 博	取締役(管理担当) CFO (最高財務責任者)	再任	
3	しま 嶋	おか 岡		がく 学	取締役(事業担当)	再任	
4	あさ 浅	い 井	こう 功	いち 一	ろう 郎	取締役(事業担当)	再任
5	や 八	ぎ 木	たけ 毅	し 之	取締役(人事総務担当)	再任	
6	わた 渡	べ 部	つね 恒	ひろ 弘	取締役最高顧問	再任 社外 独立	
7	やま 山	だ 田	かず 和	ひこ 彦		新任 社外 独立	

候補者番号	にしお やすじ 西尾 保示	再任
1		生年月日 (昭和26年12月7日生)

略歴、当社における地位及び担当

昭和49年 4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行) 入行
 平成12年 3月 同行管理部長
 平成12年 7月 山佐(株)常務執行役員
 平成16年12月 セコムメディカルリソース(株)専務取締役
 平成17年10月 医あんしん会 四谷メディカルキューブ常務理事
 平成18年10月 昭和地所(株)CFO兼財務部長
 平成19年 7月 国際興業(株)専務執行役員兼CFO
 平成20年 4月 グッドウィル・グループ(株)取締役兼CFO
 平成21年10月 ラディアホールディングス(株)常務執行役員兼CFO
 平成22年10月 (株)アドバンテージ・リソーシング・ジャパン常務取締役兼CFO
 平成24年 4月 当社常務取締役兼CFO兼財務経理本部長
 平成25年 7月 当社代表取締役社長兼CEO兼CFO兼財務経理本部長
 平成26年 2月 当社代表取締役社長兼CEO(現任)
 平成26年 7月 (株)テクノプロ代表取締役社長(現任)

■所有する当社の株式数
(平成27年6月30日現在)

30,000株

■平成27年6月期における
取締役会への出席状況

18/18回
(100.0%)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ代表取締役社長
 (株)エヌ・アンド・シー取締役
 (株)テクノプロ・キャリア取締役

(注) 西尾保示氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	さとう ひろし 佐藤 博	再任
2		生年月日 (昭和31年12月26日生)

略歴、当社における地位及び担当

昭和54年 4月 日本電気(株)入社
 平成14年12月 NECエレクトロニクス(株)財務本部長(CFO)
 平成15年10月 同社執行役員財務本部長(CFO)
 平成22年 4月 NECネットエスアイ(株)執行役員CFO兼企画部長
 平成25年 4月 同社執行役員CFO
 平成26年 2月 当社取締役(管理担当)兼CFO兼常務執行役員(現任)
 平成26年 7月 (株)テクノプロ取締役兼専務執行役員(現任)

■所有する当社の株式数
(平成27年6月30日現在)

10,000株

■平成27年6月期における
取締役会への出席状況

18/18回
(100.0%)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員

(注) 佐藤博氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

候補者番号	しまおか 嶋岡 がく 学	再任	生年月日 (昭和50年6月12日生)
3			

略歴、当社における地位及び担当

平成10年 4月 (株)クリスタル入社
 平成18年 8月 (株)シーテック代表取締役社長
 平成18年11月 (株)クリスタル代表取締役社長
 平成19年 6月 グッドウィル・グループ(株)常務執行役員
 平成20年 5月 グッドウィル・グループ(株)取締役COO
 平成21年10月 ラディアホールディングス(株)常務執行役員
 平成24年 4月 当社常務執行役員
 平成26年 2月 当社取締役(事業担当)兼常務執行役員(現任)
 平成26年 7月 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)兼専務執行役員(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)兼専務執行役員
 (株)テクノプロ・キャリア取締役

(注) 嶋岡学氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

■所有する当社の株式数
(平成27年6月30日現在)

28,000株

■平成27年6月期における
取締役会への出席状況

18/18回
(100.0%)

候補者番号	あさい こういちろう 浅井 功一郎	再任	生年月日 (昭和45年3月3日生)
4			

略歴、当社における地位及び担当

平成 4年 4月 (株)ファンクス入社
 平成18年 1月 (株)クリスタル代表取締役社長
 平成20年 3月 グッドウィル・グループ(株)執行役員
 平成20年11月 (株)テクノプロ・エンジニアリング代表取締役社長
 平成22年 7月 (株)CSI代表取締役社長
 平成23年 6月 (株)アドバンテージ・サイエンス代表取締役社長
 平成24年 4月 当社常務執行役員
 平成26年 2月 当社取締役(事業担当)兼常務執行役員(現任)
 平成26年 7月 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)兼専務執行役員(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)兼専務執行役員
 (株)テクノプロ・キャリア取締役

(注) 浅井功一郎氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

■所有する当社の株式数
(平成27年6月30日現在)

10,000株

■平成27年6月期における
取締役会への出席状況

18/18回
(100.0%)

候補者番号	やぎ たけし 八木 毅之	再任	生年月日 (昭和42年8月9日生)
-------	-----------------	----	-------------------

略歴、当社における地位及び担当

平成3年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行) 入行
 平成20年5月 (株)新生銀行 人事部部長
 平成24年11月 当社常務執行役員兼人事本部長
 平成26年2月 当社常務執行役員(人事総務担当)
 平成26年7月 当社取締役(人事総務担当)兼常務執行役員(現任)
 (株)テクノプロ取締役兼専務執行役員(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員
 (株)エヌ・アンド・シー取締役
 (株)テクノプロ・キャリア取締役

(注) 八木毅之氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

■所有する当社の株式数
 (平成27年6月30日現在)

5,000株

■平成27年6月期における
 取締役会への出席状況

18/18回
 (100.0%)

候補者番号	わたべ つねひろ 渡部 恒弘	再任	社外	独立	生年月日 (昭和20年2月17日生)
-------	-------------------	----	----	----	--------------------

略歴、当社における地位及び担当

昭和43年4月 (株)日本長期信用銀行(現(株)新生銀行) 入行
 平成6年6月 同行取締役
 平成10年7月 UBS信託銀行(株)取締役会長
 平成16年12月 UBS証券(株)取締役副会長
 平成19年3月 モルガン・スタンレー証券(株)(現モルガン・スタンレーMUFG証券(株)) 副会長
 平成22年8月 シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株)会長(現任)
 平成23年6月 デジタル・アドパライジング・コンソーシアム(株)社外監査役
 平成24年4月 当社取締役最高顧問(現任)
 平成27年6月 デジタル・アドパライジング・コンソーシアム(株)社外取締役(現任)

【重要な兼職の状況】

シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株)会長
 デジタル・アドパライジング・コンソーシアム(株)社外取締役
 (株)国際経済交流財団理事

(注) 1. 渡部恒弘氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 渡部恒弘氏は社外取締役候補者であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、3年5ヶ月となります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(18~19ページ記載)を満たしております。当社は、同氏を(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。

3. 社外取締役候補者とした理由：

渡部恒弘氏は、平成24年4月に当社の社外取締役として就任して以来、銀行、外資系金融機関における役員としての豊富な経験や広範な人脈に基づいた知見を活かし、取締役会において積極的に発言し、当社の経営状況を客観的に判断し適切に監督しております。当社の更なる企業価値の向上のために、引き続き同氏の識見を活かしていくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 渡部恒弘氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

■所有する当社の株式数
 (平成27年6月30日現在)

0株

■平成27年6月期における
 取締役会への出席状況

18/18回
 (100.0%)

候補者番号	やまだ かずひこ 山田 和彦	新任	社外	独立
7		生年月日 (昭和56年4月28日生)		

略歴、当社における地位及び担当

平成17年10月 第二東京弁護士会登録
 中村・角田・松本法律事務所所属
 平成24年 1月 中村・角田・松本法律事務所パートナー(現任)
 平成26年 9月 学習院大学法科大学院非常勤講師

【重要な兼職の状況】

中村・角田・松本法律事務所パートナー

- (注) 1. 山田和彦氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 山田和彦氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(18~19ページ記載)を満たしております。同氏が取締役に選任された場合、(株)東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者とした理由：
 山田和彦氏は、直接企業経営に関与した経験はございませんが、弁護士として、特に企業買収、企業再編、株式実務等、会社法、金融商品取引法を中心とする分野における豊富な経験と知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏からは、コーポレートガバナンス強化の観点のみならず、M&A等の成長投資や企業防衛等の面における当社経営に対する監督や助言が期待でき、取締役会の多様性の観点からも当社に付加価値をもたらすものとして、同氏の社外取締役としての選任をお願いするものであります。
4. 山田和彦氏が取締役に選任された場合は、同氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 山田和彦氏が取締役に選任された場合は、当社は、同氏を指名報酬諮問委員会の委員として選定する予定であります。

■所有する当社の株式数
 (平成27年6月30日現在)
 0株

第4号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 園原章人氏 及び 北村俊市氏が任期満了となり、北村俊市氏は退任いたします。つきましては、新任の社外監査役候補者1名を含む監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	そのはら 園原 章人	再任	生年月日 (昭和20年5月8日生)
1			

略歴及び当社における地位

昭和53年 1月 松下電器産業(株)(現パナソニック(株))入社
 平成14年10月 (株)クリスタル取締役
 平成17年10月 同社専務取締役
 平成20年 3月 グッドウィル・グループ(株)執行役員
 平成22年10月 (株)アドバンテージ・リソーシング・ジャパン常務取締役
 平成23年 4月 (株)プレミアム・スマイル代表取締役
 平成24年 4月 当社常務執行役員人事総務本部長
 平成26年 2月 当社常務執行役員(総務管掌)
 平成26年 7月 当社常勤監査役(現任)
 (株)テクノプロ監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

(株)テクノプロ監査役
 (株)エヌ・アンド・シー監査役
 (株)テクノプロ・キャリア監査役

- (注) 1. 園原章人氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
 2. 園原章人氏は、任期満了前の平成26年6月30日に辞任した前監査役の補欠として、その任期を引き継いで平成26年7月1日に監査役として就任いたしました。
 3. 園原章人氏が監査役に選任された場合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、同氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担する責任限定契約を締結する予定であります。

■所有する当社の株式数
 (平成27年6月30日現在)

10,000株

■平成27年6月期における
 取締役会への出席状況

18/18回
 (100.0%)

■平成27年6月期における
 監査役会への出席状況

16/16回
 (100.0%)

候補者番号	おちあい 落合 みのる 稔	新任	社外	独立
2		生年月日	(昭和22年11月13日生)	

略歴及び当社における地位

昭和48年 4月 アーサーアンダーセン・アンド・カンパニー入社
 昭和54年10月 ㈱トミー(現㈱タカラトミー)入社
 平成 4年 6月 同社常務取締役CFO
 平成 7年 6月 同社専務取締役CFO
 平成12年 6月 同社非常勤取締役
 平成14年 4月 CFOカレッジ㈱代表取締役
 平成16年 4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授(現任)

■所有する当社の株式数

(平成27年6月30日現在)

0株

【重要な兼職の状況】

明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授

- (注) 1. 落合稔氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 落合稔氏は社外監査役候補者であります。また、同氏は当社が定める「取締役・監査役選定基準」及び「社外役員 独立性判断基準」(18～19ページ記載)を満たしております。同氏が監査役に選任された場合、㈱東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定ではありません。
3. 社外監査役候補者とした理由：
 落合稔氏は、会計の専門性、上場企業における経理・財務・経営企画・事業再構築・グループ企業管理・IPO・IR等の豊富な経験を有し、更にはCFO育成のための企業研修や社会人教育にも携わってきたため、中立的かつ実践的、多様な視点からの監査が期待できることから、社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 落合稔氏が監査役に選任された場合は、同氏は、当社との間で、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担する責任限定契約を締結する予定であります。

ご参考：

当社は次のとおり「取締役・監査役選定基準」「社外役員 独立性判断基準」を制定しております。また、すべての取締役・監査役候補者の選定にあたり、指名報酬諮問委員会への諮問、審議、答申を経ております。

【取締役・監査役選定基準】

1. 当社の取締役及び監査役は、法定及び定款上の要件の充足、役員規程に定める欠格事由への非該当、並びに現在及び過去における反社会的勢力との非関与に加え、以下の要件を満たすものとする。

すべての取締役・監査役に求められる「前提要件」	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 人格、知識・見識に優れ、高い遵法精神、倫理観を有していること 2. 客観的判断能力、洞察力、先見性を有していること 	
特に社外取締役・社外監査役に求められる「共通要件」	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業経営、内部統制、法令遵守、財務・会計、金融、法曹、行政、危機管理、教育等のいずれかの分野における高い見識、豊富な実務経験及び指導的役割を務めた経験を有していること 2. 当社グループ全体を俯瞰し理解する能力、本質的な課題やリスクを把握する能力等を有し、取締役会等における率直・活発で建設的な審議への貢献が期待できること 	
特に社外取締役に求められる要件	特に社外監査役に求められる要件
<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業経営や専門分野における豊富な経験に基づく実践的な視点から、客観的な経営の監督や判断、及び会社の持続的な成長に対する助言や支援ができること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査体制の中立性及び独立性を一層高める目的をもって選任されることからして、中立の立場から客観的に監査意見を表明できること
特に社内取締役に求められる要件	特に社内監査役に求められる要件
<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社グループを巡る業界動向・関連諸規制、当社グループのビジネスモデルに精通し、各々の専門分野における豊富な実践経験を有していること 2. 全社的視点の下、組織運営能力を有して、業務遂行ができること 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社グループの組織、事業、業務プロセス等に精通し、社内から情報を適切に収集したうえで、実効性の高い監査役監査が可能であること

2. 当社の取締役及び監査役の選任にあたっては、取締役会、監査役会それぞれの多様性に配慮する。
3. 当社の監査役の選任にあたっては、最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有する者でなければならない。
 (注) 上記の各要件は、取締役・監査役・社外取締役・社内取締役(社外取締役でない取締役をいう)・社外監査役・社内監査役(社外監査役でない監査役をいう)の候補者にも適用する。

【社外役員 独立性判断基準】

当社は、当社の社外取締役及び社外監査役(以下総称し「社外役員」という。)を独立役員として指定するための基準を明確にすることを目的として、以下のとおり「社外役員 独立性判断基準」(以下「本基準」という。)を定める。

1. 当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次のいずれの事項にも該当しない場合、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)に所属する者、又は最近*1(以下同じ)まで所属した者
- ② 取引先の前年度連結売上高の2%以上を当社グループが占める取引先、もしくは当社の前年度連結売上高の2%以上を取引先が占める当該取引先に所属する者、又は最近まで所属した者
- ③ 当社の前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、又は最近まで所属した者
- ④ 当社グループが前年度期末の発行済株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、又は最近まで所属した者
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者、又は最近まで所属した者
- ⑥ 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属している者、又は最近まで所属した者
- ⑦ 過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから役員報酬以外に直接的に1,000万円を超える報酬を受けているコンサルタント、法律専門家、会計専門家又は税務専門家である者(当該報酬を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)、又は最近まであった者
- ⑧ 過去3事業年度のうちいずれか1事業年度あたり、当社グループから1,000万円を超える寄付又は助成を受けている組織の理事その他の業務執行者等、又は最近まであった者
- ⑨ 当社グループとの間で、取締役及び監査役を相互に派遣している会社の業務執行者
- ⑩ 上記各号のいずれかに掲げる者(重要*2でない者を除く)の2親等以内の親族あるいは同居の家族

(注)

*1：「最近」とは、当社の取締役・監査役就任時より遡って3年未満の期間を指す

*2：「重要」な者とは、各会社・取引先の取締役・執行役・監査役及び執行役員等の重要な使用人、各会計監査人・各法律事務所に所属する公認会計士・弁護士を想定している

2. 第1項に定める要件のいずれかに該当する場合であっても、指名報酬諮問委員会の審議を経た取締役会又は監査役会の判断により、独立役員として指定することがある。
3. 第1項に定める要件の該当有無にかかわらず、独立役員は、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
4. 独立役員は、本基準を退任まで継続して確保するよう努め、本基準に定める独立性を有しないこととなった場合には、速やかに当社に報告するものとする。

なお、上記は「テクノプロ・グループ コーポレートガバナンス・ガイドライン」の一部であり、その全文は当社ウェブサイト(<http://www.technoproholdings.com>)に掲載しております。

第5号議案

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬等の具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬は、平成26年6月30日付臨時株主総会において年額400百万円以内(なお、役員賞与は含まれますが、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。)とすることをご承認をいただいておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めるため、当該報酬等の額とは別枠にて、取締役(社外取締役を除きます。)に対して、年額100百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストック・オプションの付与については、新株予約権の割当てを受けた取締役に對し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストック・オプションの報酬等の額は、新株予約権を割り当てる日において算出した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の当社取締役は7名(うち社外取締役1名)ですが、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は7名(うち社外取締役2名)となります。

記

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

- (2) 新株予約権の総数
各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は500個を上限とする。
- (3) 新株予約権の払込金額
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して二項モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価額を基準として取締役会において定める額とする。
なお、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の割当日の翌日から10年以内の範囲で、取締役会で定める期間とする。
- (6) 新株予約権の行使条件
新株予約権者は、割り当てられた新株予約権のうち、中期経営計画の業績目標の到達度合いに応じて確定する行使可能な個数に限り、行使できるものとする。また、その他の新株予約権の行使条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
- (8) その他の新株予約権の内容
新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めるものとする。

(ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対しても上記と同内容の新株予約権を取締役会決議により発行する予定であります。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

(i) 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における世界経済は、米国を中心に全体として回復基調でありました。不透明な中国経済、ギリシャ財政問題、米国の利上げ等のリスク要因が顕在化しつつあったものの、世界経済は、緩やかな成長が持続いたしました。国内においては、物価上昇に伴う消費者心理の悪化などにより景況感で弱含みもみられたものの、企業の設備投資は堅調であり、政府による金融・財政政策等がプラスに作用し、景気は底堅く推移いたしました。

技術者派遣・請負市場は安定成長が継続しており、特に自動車・自動車部品、産業機械、IT、建設業界の技術者に対する需要は引き続き活況でありました。また、技術者採用市場における供給不足の状態が前連結会計年度より継続いたしました。

(ii) 企業集団の当連結会計年度の業績(国際会計基準)

当社グループでは、シフトアップ(配属先を変更することによる売上単価向上)・チャージアップ(同一配属先での契約更新時の売上単価向上)の推進、採用力の強化、(株)テクノプロへの法人統合による業務効率化等の施策を推進いたしました。

これら取り組みの結果、当連結会計年度末の国内技術者数は11,969人(前連結会計年度末比880人増)、技術者一人当たり売上(国内)は月額614千円(前連結会計年度比13千円改善)、稼働率は95.4%(前連結会計年度末比0.1%改善)となり、売上収益は812億41百万円(前連結会計年度比9.5%増)となりました。費用面においては、業績向上に伴う技術者の人件費増加といった売上原価増要因があったものの、売上総利益は190億81百万円(前連結会計年度比13.3%増)、売上総利益率は23.5%(前連結会計年度比0.8%改善)となりました。また、(株)テクノプロへの法人統合に係る業務構造改革費用や上場関連費用を計上し、販売費及び一般管理費は、117億97百万円と前連結会計年度比8.6%増加したものの、売上収益販売管理費比率を14.5%(前連結会計年度比0.2%減)にコントロールいたしました。加えて、前連結会計年度のリファイナンスによる借入利率の低下・借換費用の減少により、金融費用が4億58百万円へと減少いたしました。

以上の結果、営業利益は72億83百万円(前連結会計年度比28.0%増)、税引前当期利益は68億32百万円(前連結会計年度比62.6%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益は68億74百万円(前連結会計年度比70.7%増)となりました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、新規拠点の開設及び既存拠点の改修などの建物附属設備、工具器具備品として1億86百万円、派遣契約・請求に係る基幹システム導入や既存システムの改修などのソフトウェアとして2億38百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の(株)シーテック、(株)テクノプロ・エンジニアリング、(株)C S I、及び(株)ハイテックは、平成26年7月1日付で合併・商号変更を実施し、(株)テクノプロとなりました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

		第7期 (平成24年6月期) (国際会計基準)	第8期 (平成25年6月期) (国際会計基準)	第9期 (平成26年6月期) (国際会計基準)	第10期 (平成27年6月期) (国際会計基準)
売上収益	(百万円)	—	69,479	74,172	81,241
営業利益	(百万円)	—	5,136	5,688	7,283
税引前当期利益	(百万円)	—	3,824	4,201	6,832
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	—	3,703	4,027	6,874
基本的1株当たり当期利益	(円)	—	108.68	118.20	201.76
総資産	(百万円)	—	54,183	53,616	58,778
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	—	11,102	15,071	21,973
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	—	325.83	442.31	644.86

(注) 1. 当社は第10期より、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準に準拠して連結計算書類を作成しています。ご参考として第8期及び第9期の国際会計基準に準拠した数値もあわせて記載しております。

2. 当社は、平成26年9月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。また、平成26年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第8期の期首に行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

		第7期 (平成24年6月期) (日本基準)	第8期 (平成25年6月期) (日本基準)	第9期 (平成26年6月期) (日本基準)	第10期 (平成27年6月期) (日本基準)
営業収益	(百万円)	596	3,191	4,042	9,917
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△559	△1,059	△454	5,966
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△570	△1,576	△574	5,929
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	△23.44	△46.25	△16.86	174.01
総資産	(百万円)	38,694	39,912	39,460	38,053
純資産	(百万円)	16,453	6,880	6,306	12,238
1株当たり純資産	(円)	482.87	201.94	185.08	359.18

(注) 1. 第7期は、決算期変更のため平成24年4月1日から平成24年6月30日までの3ヶ月間となっております。

2. 当社は、平成26年9月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。また、平成26年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。このため、当該株式分割が第7期の期首に行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況 (平成27年6月30日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社テクノプロ	100百万円	100.0%	技術者派遣・請負事業
株式会社エヌ・アンド・シー	10百万円	※100.0%	技術者派遣・請負事業

(注) ※印は間接所有割合を含む比率であります。

② 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	当社における株式の帳簿価額	当社の総資産額の状況
株式会社テクノプロ	東京都港区六本木六丁目10番1号	34,504百万円	38,053百万円

(4) 対処すべき課題

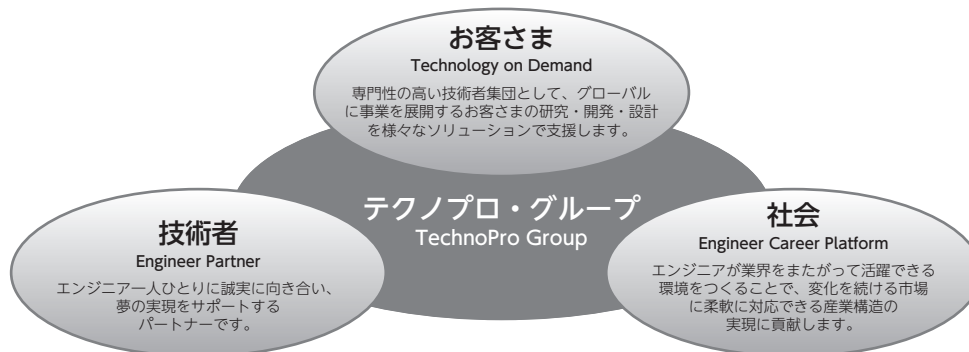
① 経営の基本方針

当社グループは、下記に掲げる「テクノプロ・グループ・ビジョン」の実現を通じて、持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させることを経営の基本方針としております。

「テクノプロ・グループ・ビジョン」

我々テクノプロ・グループは、

1. エンジニア一人ひとりに誠実に向き合い、夢の実現をサポートするパートナーです。
2. 専門性の高い技術者集団として、グローバルに事業を展開するお客様の研究・開発・設計を様々なソリューションで支援します。
3. エンジニアが業界をまたがって活躍できる環境をつくることで、変化を続ける市場に柔軟に対応できる産業構造の実現に貢献します。



② 中期経営計画「Growth 1000」

当社グループは、更なる成長を実現するため、中期経営計画「Growth 1000」（平成28年6月期から平成30年6月期までの3ヵ年計画）を策定し、当社グループの事業戦略として、以下の2点を掲げております。

(i) 技術者派遣の成長と収益性向上

当社グループの主たる事業領域である技術者派遣は、国内研究開発費やIT投資の増加傾向、有効求人倍率等に示される国内雇用環境、改正が予定される労働者派遣法等の状況から、引き続き市場が成長し、大手プレイヤーに追い風の環境下にあると捉えております。一方で、当社グループにおいては、技術者一人当たり売上の向上や間接業務効率化等のオペレーション改善を通じて、収益性を高める余地が高いと考えております。

従って、多様な採用チャネルの活用と技術者リテンションの取り組み強化による技術者増加を図るとともに、シフトアップ・チャージアップの推進、教育研修や情報システム等への投資を強化すること等により、技術者派遣の成長と収益性向上を推進してまいります。

(ii) 技術系人材サービス・グループとしての成長

当社グループでは、事業ドメインを「技術系人材サービス」と定義し、中長期的成長を目指しております。技術者派遣・請負事業のコアコンピタンス（営業力と約1,800社の顧客基盤、約12,000名の在籍技術者と年間2,000名超の採用プロセスにおける技術者との接点、技術者への教育研修等の人材開発ノウハウ）を活用できるとともに、技術者派遣・請負事業にもプラス効果が見込まれる技術系人材サービスの拡充を進めてまいります。具体的には、受託開発、海外技術系人材サービス、技術者採用支援、人材開発等の領域を、技術者派遣・請負事業とのシナジーを活かしつつ拡大することで、収益源の多様化を進めてまいります。

上記の事業戦略を進めるにあたり、M&Aは重要な手段と位置付けており、積極的に活用していく方針であります。本中期経営計画期間において100億円の投資枠を設定し、M&A投資を強化するとともに、連結配当性向50%を目標とする株主還元と財務健全性のバランスを重視した資本政策を推進してまいります。

本中期経営計画最終年度である平成30年6月期には、売上収益1,000億円、営業利益100億円、ROE20%超を経営目標として掲げております。また、平成30年にはJPX日経インデックス400銘柄への選定を目指しております。

③ 対処すべき課題

(i) 価格改善

技術者一人当たり売上は、当連結会計年度に前連結会計年度比2.1%で向上しているものの、引き続き改善余地が大きいと判断しております。そのため、技術者に対する教育研修の充実やチーム配属の強化等を進めてまいります。特に、今後の日本の技術開発を支える戦略技術分野(組込ソフトウェア、3次元設計技術、CAE技術、インバーター技術、高周波回路技術等)の技術者拡充と価格算定モデルの活用を進めることで、技術者を同一価格の同一案件に長期間固定させず、技術者のスキルに応じた適正価格水準の案件への配属を進める戦略的シフトアップを推進いたします。

(ii) 高品質技術者の確保

人材の確保は当社グループの成長の礎であり、いかに高品質の技術者を獲得し、在籍技術者のスキルをいかに高めていくかは重要な課題の一つであります。技術者採用市場は近年逼迫しており、従来主力のWeb媒体等に加えて、知人紹介や人材紹介会社等の多様な採用チャネルを活用し、高品質技術者の獲得を推進してまいります。

また、全国4拠点のラーニングセンターを中心として、より実践的な研修プログラムや戦略技術分野研修を強化し、技術者のスキル形成を支援し、また技術者人事制度の充実等を通じて、技術者のリテンションを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成27年6月30日現在)

分野	事業内容
R & Dアウトソーシング	自動車・自動車部品、産業機械・装置、情報通信機器、電機・電子機器、IT、半導体、エネルギー、医薬品、化学等の業界における大手企業を顧客として、機械、電機・電子、組込制御、ITネットワーク、ビジネスアプリケーション、システム保守運用、生化学等の技術領域において、技術者派遣・請負業務を提供しております。 グループ会社の中では、(株)テクノプロが担当しております。
施工管理アウトソーシング	建設業界、主に大手ゼネコン・サブコンを顧客として、建築・土木・設備電機・プラント領域における施工管理業務(安全管理、品質管理、工程管理、原価管理)の技術者派遣を展開しております。グループ会社の中では、(株)エヌ・アンド・シーが担当しております。
その他	人材紹介事業、海外事業、障がい者雇用事業を行っております。

(6) 主要な事業所等 (平成27年6月30日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都港区六本木六丁目10番1号

② 主要な子会社

名称	所在地
株式会社テクノプロ	本社：東京都港区、拠点：品川支店 他97拠点
株式会社エヌ・アンド・シー	本社：東京都港区、拠点：新宿営業所 他16拠点

(7) 従業員の状況 (平成27年6月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
技術者派遣・請負事業	11,716名 (1,729名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 当社グループは単一セグメントのため、グループ全体での従業員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
150名 (16名)	40.1歳	9.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 平均勤続年数は当社グループにおける勤続年数を通算しております。
4. 平均年齢及び平均勤続年数は、臨時従業員を含めずに算出し、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社東京スター銀行	4,482百万円
株式会社新生銀行	3,628百万円
株式会社足利銀行	2,755百万円
オリックス株式会社	1,901百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成27年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 136,296,000株
- ② 発行済株式の総数 34,074,000株
- ③ 株主数 8,982名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	3,003,700株	8.81%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,466,600株	7.23%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	2,205,778株	6.47%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,097,400株	6.15%
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	2,045,200株	6.00%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,639,225株	4.81%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,207,917株	3.54%
PICTET AND CIE (EUROPE) S.A.	912,200株	2.67%
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT	600,000株	1.76%
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	583,500株	1.71%

(注) 持株比率は自己株式(78株)を控除して計算しております。

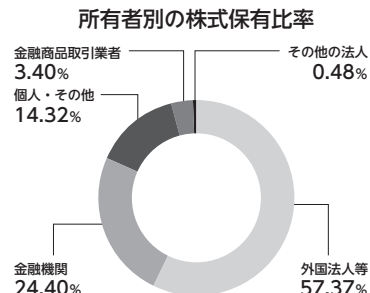
⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年9月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。また、平成26年11月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。

これらにより、発行可能株式総数は136,296,000株、発行済株式の総数は34,074,000株となりました。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。



(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

平成27年6月30日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係等
にしお やすじ 西尾 保示	代表取締役社長 CEO (最高経営責任者)	(株)テクノプロ代表取締役社長 (株)エヌ・アンド・シー取締役 (株)テクノプロ・キャリア取締役	いずれも当社の連結子会社 であります。
チャールズ ジョン アバディ	取締役会長	-	-
さとう ひろし 佐藤 博	取締役 (管理担当) CFO (最高財務責任者)	(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員	当社の連結子会社でありま す。
しまおか がく 嶋岡 学	取締役 (事業担当)	(株)テクノプロ代表取締役 (テクノプ ロ・デザイン社社長) 兼専務執行役員 (株)テクノプロ・キャリア取締役	いずれも当社の連結子会社 であります。
あさい こういちろう 浅井 功一郎	取締役 (事業担当)	(株)テクノプロ代表取締役 (テクノプ ロ・エンジニアリング社社長兼テク ノプロ・IT社社長) 兼専務執行役員 (株)テクノプロ・キャリア取締役	いずれも当社の連結子会社 であります。
やぎ たけし 八木 毅之	取締役 (人事総務担当)	(株)テクノプロ取締役兼専務執行役員 (株)エヌ・アンド・シー取締役 (株)テクノプロ・キャリア取締役	いずれも当社の連結子会社 であります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と当該法人等との関係等
わたべ 恒弘 渡部 恒弘	取締役(社外) 最高顧問	シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株)会長	渡部恒弘氏は、シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株)の業務執行者ではありません。同社と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
		デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)社外取締役	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム(株)と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
		(財)国際経済交流財団理事	(財)国際経済交流財団と当社及び当社子会社には資本関係その他、特筆すべき事項はありません。
ながお 達久 長尾 達久	常勤監査役(社外)	-	-
そのはら 章人 園原 章人	常勤監査役	(株)テクノプロ監査役	いずれも当社の連結子会社であります。
		(株)エヌ・アンド・シー監査役	
		(株)テクノプロ・キャリア監査役	
きたむら 俊市 北村 俊市	常勤監査役(社外)	(株)テクノプロ監査役	いずれも当社の連結子会社であります。
		(株)エヌ・アンド・シー監査役	
		(株)テクノプロ・キャリア監査役	
たかお 光俊 高尾 光俊	監査役(社外)	-	-

- (注) 1. 取締役 渡部恒弘氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 北村俊市氏、長尾達久氏及び高尾光俊氏は、社外監査役であります。
3. 園原章人氏は、平成26年6月30日付臨時株主総会決議に基づき監査役に選任され、平成26年7月1日付で就任いたしました。
4. 長尾達久氏は、平成26年9月11日付定時株主総会決議に基づき監査役に選任され、同日付で就任いたしました。
5. 監査役 高尾光俊氏は、大手企業において長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験及び企業経営者としての豊富な経験があることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社と取締役 渡部恒弘氏、監査役 北村俊市氏、長尾達久氏及び高尾光俊氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しております。
7. 当社は、取締役 渡部恒弘氏、監査役 長尾達久氏及び高尾光俊氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中の取締役及び監査役の退任

当事業年度中の取締役及び監査役の退任は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職状況
みずかみ けい 水上 圭	平成26年9月30日	辞任	取締役 シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株) 代表取締役
に お のりみつ 丹羽 範光	平成27年5月18日	辞任	取締役(社外) シーヴィーシー・アジア・パシフィック・ジャパン(株) マネージングディレクター

(注) 当社と丹羽範光氏とは、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任を、金500万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として負担するものとする責任限定契約を締結しておりました。

ご参考：

当社では取締役会が決定する基本方針に従って執行役員が業務執行にあたる執行役員制度を導入しております。取締役のうち4名は執行役員を兼務しております。

平成27年6月30日現在の執行役員の氏名及び地位・担当業務は次のとおりであります。

氏名	地位・担当業務
さとう ひろし 佐藤 博	取締役(管理担当)兼CFO兼常務執行役員
しまおか かく 嶋岡 学	取締役(事業担当)兼常務執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・デザイン社社長)
あさい こういちろう 浅井 功一郎	取締役(事業担当)兼常務執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・エンジニアリング社社長兼テクノプロ・IT社社長)
やぎ たけし 八木 毅之	取締役(人事総務担当)兼常務執行役員
みずの たかし 水野 俊	執行役員(営業推進管掌)兼法人営業部長 善誠科技発展(上海)(有)董事長兼善誠科技発展(大連)(有)董事長
なかもと かずあき 中元 一彰	執行役員(事業管理管掌)兼事業管理部長
おくむら たつり 奥村 辰典	執行役員(経営企画管掌)
おさだ たけし 長田 健	執行役員 (株)エヌ・アンド・シー代表取締役社長
はやふね まさみ 早船 征実	執行役員 (株)テクノプロ代表取締役(テクノプロ・R&D社社長)
きたがわ ふとし 北川 太	執行役員 (株)テクノプロ・キャリア代表取締役社長
あだち としゆき 安達 俊行	執行役員(情報システム管掌)兼ITインフラ部長
おおた ひさみつ 大田 久光	執行役員(リスクマネジメント管掌)兼リスクマネジメント部長 (株)テクノプロ・スマイル代表取締役社長

③ 当事業年度中の取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	272百万円 (0百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	40百万円 (25百万円)
合計 (うち社外役員)	11名 (4名)	313百万円 (26百万円)

(注) 1. 上表の金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 平成26年6月30日付臨時株主総会において、取締役の報酬等の限度額は年額400百万円、監査役の報酬等の上限額は年額100百万円と決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、役員賞与は含まれますが、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。

④ 社外役員に関する事項

(i) 社外役員の重要な兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、「①取締役及び監査役の状況」及び「②当事業年度中の取締役及び監査役の退任」に記載したとおりであります。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

平成27年6月30日現在

氏名	地位	出席回数	在任期間	主な活動状況
わたべ つねひろ 渡部 恒弘	取締役(社外) 最高顧問	[取締役会] 18/18回(100%)	3年2ヶ月	銀行、外資系金融機関での役員としての豊富な経験や広範な人脈・知識に基づく客観的な視点から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するため、必要に応じて説明を求めるとともに、有益な発言、助言を積極的に行っております。
にょ のりみつ 丹羽 範光	取締役(社外)	[取締役会] 16/16回(100%)	3年0ヶ月	証券会社、投資会社での経験・知識を活かし、業務執行の監督や成果の検証を行うべく、取締役会において、必要に応じて説明を求めるとともに、積極的な発言、助言を行っておりました。

氏名	地位	出席回数	在任期間	主な活動状況
きたむら しゅんいち 北村 俊市	監査役(社外)	[取締役会] 17/18回(94%) [監査役会] 14/16回(88%)	3年2ヶ月	当社グループ会社における豊富な監査役経験や組織・事業・業務プロセスに関する知識に基づき、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を適宜行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席や拠点への往査を通じて、日常的に適切な監査役監査を実行しております。
なが お たつひさ 長尾 達久	監査役(社外)	[取締役会] 14/14回(100%) [監査役会] 11/12回(92%)	9ヶ月	金融に関する幅広い知識や大手企業グループにおける常勤監査役としての豊富な経験に基づく客観的な視点から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を適宜行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席や拠点への往査を通じて、日常的に適切な監査役監査を実行しております。
たか お みつとし 高尾 光俊	監査役(社外)	[取締役会] 18/18回(100%) [監査役会] 16/16回(100%)	1年2ヶ月	財務及び会計をはじめとする管理業務全般に対する知見並びに大手企業における企業経営者としての豊富な経験に基づく客観的な見地から、取締役会での議案、審議につき必要又は有益な発言、助言を積極的に行っております。監査役会における質問や意見表明、当社グループの重要な会議体への出席等を通じて、適切な監査役監査を実行しております。

(注) 1. 丹羽範光氏については、取締役を辞任した平成27年5月18日までの出席状況を記載しております。

2. 長尾達久氏については、監査役に就任した平成26年9月11日以降に開催された取締役会及び監査役会に関する出席状況を記載しております。

(iii) 社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、（社）日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から説明を受けた監査計画、監査内容等の概要から、監査項目の要否、昨年度からの監査工数・単価の増減比較、各監査に係る実施人員や構成などの監査体制等を確認のうえ総合的に検討した結果、提示された報酬額は妥当と判断し同意したものであります。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、当社株式上場準備に関して、申請書類のレビュー及びコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人の解任を検討するほか、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、その職務を適正に遂行することが困難であると認められる場合には、会社法第344条の規定に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任、不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に基づき、「業務の適正を確保するための体制」として、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

なお、「内部統制システムに関する基本方針」は、当社ウェブサイト (<http://www.technoproholdings.com>) に掲載しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人の業務遂行に係る法令・定款の遵守及び企業倫理維持(以下「コンプライアンス」という)の確立を図るため、テクノプロ・グループ企業行動規範を制定して取締役及び使用人に遵守を求めるとともに、コンプライアンス規程を制定・運用することで、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解消を図る。
- 2) コンプライアンス最高責任者である当社代表取締役社長を委員長とし、当社グループの取締役及び執行役員等で構成されるCSR委員会を設置し、コンプライアンス体制の企画・運営等に関する重要事項を審議する。
- 3) 当社代表取締役社長直轄の内部監査部を設置し、業務の有効性、財務報告等の信頼性、コンプライアンスの観点から、内部統制の整備・運用状況を検証するとともに、その改善に向けて助言・提言を行う。
- 4) 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、取締役及び使用人の職務執行におけるコンプライアンスの状況を監査する。
- 5) 独立性のある社外取締役及び社外監査役を選任し、取締役の職務執行が適正に行われるよう監督・監査体制の充実を図る。
- 6) コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施する。
- 7) 内部通報制度を導入し、コンプライアンス違反行為の未然防止並びに早期発見及び迅速かつ効果的な対応を図るとともに、コンプライアンスに関する使用人の声を経営に反映させる。
- 8) コンプライアンス違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程、内部通報制度運用規程等に従って、外部専門家と協力する等、適正な対応に努める。また、コンプライアンス違反等の行為者及びこれを知りつつ隠匿した者に対する処分規定を整備・運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録その他法令に基づく文書を適切に作成、保存する。

- 2)取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係る情報並びに財務、事務及びコンプライアンスに関する情報等、取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程及び文書保存規則に従って、文書または電磁的媒体に記録、保存または廃棄される。
- 3)これらの文書は電子化し、そのデータベース化を図り、当該各文書等の存否及び保存状況を素早く検索・閲覧できる体制を構築し、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)取締役会は業務分掌規程、職務権限規程、決裁に関する基準、その他の社内規程を制定し、職務執行に関する権限及び責任を明文化する。取締役及び使用人は、付与された権限及び責任の範囲内で職務を執行し、当該職務に伴う損失の危険(以下「リスク」という)を管理する。
- 2)企業危機対策規程及びリスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事の際の情報伝達と緊急体制を整備するとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
- 3)取締役及び使用人に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- 4)取締役会は、毎年、職務執行に関するリスクの特定、並びに対応するリスク管理体制についての見直しを実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役会は、取締役の職務執行が効率的にかつ適正に行われているかを監督する。また、取締役及び使用人は、取締役会の定める業務分掌規程、職務権限規程、決裁に関する基準等に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行する。
- 2)執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限を執行役員に与えることで、取締役の役割を戦略的意思決定・監督機能に注力させ、業務執行の効率性と業務執行の監督機能の強化を図る。
- 3)事業計画を策定し、取締役及び使用人はそれに沿った戦略及び経営施策を推進する。また、事業計画の進捗状況は取締役会にて定期的に検証することで、効率的職務執行を担保する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1)当社は、子会社の自律的運営を尊重する一方で、当社の取締役または執行役員に子会社取締役を兼任させるのを基本とすることにより、子会社に対して適切な管理を行う。また、グループ会社管理規程に基づき、当社における承認事項及び当社に対する報告事項等を明確にし、子会社を管理する。
- 2)取締役会は、多種多様な定量・定性リスクに関し当社グループを一元的に管理する統合リスク管理体制を構築する。また当社内部監査部による内部監査及び内部通報制度については、当社グループ全体を対象に横断的に運用する。
- 3)子会社においては、事業内容、規模及び当社グループ内における位置付け等を勘案の上、適切な管理部門

- を設置して当社の管理部門と連携し、また当社と同水準の社内規程等を制定・運用することを基本とする。
- 4) 当社グループは、上記1)乃至3)記載の体制により、子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告、子会社のリスク管理、子会社の取締役の職務執行の効率性確保、並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行の法令及び定款への適合性確保を実現する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 当社は、監査役の職務を専属的に補助する部署として監査役室を設け、専任の監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置する。
- 2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。また、その人事異動、人事考課、賞罰等の人事関連事項については、監査役会の同意を要する。
- 3) 取締役及び使用人は、監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。これには、監査役に同行した取締役会その他の重要会議への出席、代表取締役社長や会計監査人との意見交換をする場への参加を含む。また、監査役の職務を補助すべき使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができる。

7. 監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議または委員会に出席することができる。
- 2) 監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また要請があれば直ちに関係書類・資料等が提供される。
- 3) 監査役は、内部監査部よりその監査計画や監査結果の定期報告(内部監査部及び外部専門家を窓口とする内部通報制度の運用状況の報告を含む)を受け、内部監査部との連携を確保する。
- 4) 取締役及び使用人は、事業の状況、コンプライアンスの状況、その他あらかじめ監査役との間で取り決めた監査役に対して報告すべき事項等を、監査役に定期的に報告する。取締役及び使用人は、監査役から業務の執行状況について報告を求められた場合、会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。
- 5) 子会社の取締役及び使用人は、法令及び社内規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、子会社の管理担当部署である当社経営企画部に報告する。監査役は、国内グループ会社監査役連絡会等における子会社の監査役との情報交換

を通じて、あるいは経営企画部が当社の監査役または監査役会に当該内容を速やかに報告することにより、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況を監督する。

- 16) 当社及び子会社の取締役及び使用人が、監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることはなく、また懲戒その他の不利益処分の対象としないことを、社内規程に明示的に定め、教育・研修の機会を通じて周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針、及びその他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役は、監査役監査基準を理解するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行う。
- 2) 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に情報・意見を交換する機会を設ける。
- 3) 監査役が必要と認めたときは、代表取締役社長等と協議の上、特定の事項について、内部監査部に監査の協力を求めることができる。内部監査部は、監査役及び監査役会と緊密な連携を保ち、監査役による効率的な監査に協力する。また、監査役は、総務部、経理部その他の各部に対しても、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- 4) 監査役は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして、弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができる。
- 5) 年度予算において、監査役職務の執行に必要と見込まれる費用の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該請求に係る費用等が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記「内部統制システムに関する基本方針」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社は、CSR委員会を設置し、原則四半期に1回の頻度で開催しております。当該委員会は、当社及び子会社の取締役及び執行役員で構成され、常勤監査役も毎回出席し、当社グループ全体のコンプライアンス状況について審議しております。当事業年度においては、当該委員会を5回開催し、特に情報セキュリティ管理体制の整備・改善について議論を重ねました。

また、グループ全役職員を対象とした内部通報制度では、社内窓口に加えて、経営陣から独立した窓口として顧問弁護士とは異なる外部弁護士による窓口も設置し、コンプライアンス違反の未然防止に努めております。

さらに、インターネットを活用した「コンプライアンステスト」の週単位での実施や、当社グループの基本ルール(企業理念、行動規範、社内規程等)の徹底、リスクマネジメントシステムに基づくレポートインフラの運用のほか、情報セキュリティ上の行動原則等について要約記載した「コンプライアンス・ポケットブック」の常時携帯を義務付けるなど、法令・定款等の遵守に対するグループ全役職員の意識啓発に取り組んでおります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

当社では、電子ワークフローシステムの導入により稟議制度の運用を電子化しております。これにより、稟議決裁情報をデータベース化して適切に保管し、必要に応じて随時閲覧可能な環境を構築しております。

また、取締役会その他の重要な会議、委員会等にはそれぞれ事務局を設置し、審議内容の正確な記録と適切な保存及び管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

当社グループでは、当社取締役会がグループ全社を対象として制定した企業危機対策規程及びリスク管理規程に則り、リスクマネジメントシステムを構築しております。同システムに基づくリスク事案発生時のレポートラインにより、グループ全体のリスク情報の網羅的な把握と機動的な対応を可能とし、大規模災害発生時等の対応体制もあらかじめ整備しております。

また、当社代表取締役は、リスク管理規程に基づき、毎年度ごとに、リスク管理に関する重点的な取り組み事項、モニタリング項目や、関連規程及びマニュアル類の整備、教育研修体制等を定めた統合リスク管理計画を策定しております。当該計画は、CSR委員会の統括のもとグループ内の各組織が実行し、当社及び子会社の取締役会は、その進捗について定期的に確認しております。当事業年度においては、特に情報セキュリティ管理体制の整備・改善を重点取り組み事項として、各種情報資産に関する社内管理ルールの厳格化とその遵守度確認や、インターネットを活用したeラーニングによる情報セキュリティ研修を、グループ全社を対象に計画し、実施いたしました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は、執行役員制度を導入しており、日常的な業務執行の権限を執行役員に与えております。取締役は、戦略的意思決定と業務執行のモニタリングに注力することにより、効率的に職務を執行しております。

また、当社は、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役会では、事業計画の進捗をはじめとする業務執行状況に関する報告事項や、戦略的な意思決定である決議事項の審議において、社外取締役及び社外監査役を交えた活発な意見交換がなされており、意思決定及びモニタリングの実効性が確保されているものと考えております。当事業年度においては、取締役会を18回開催いたしました。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、子会社取締役を兼任する取締役を通じて、子会社の業務執行状況をモニタリングしております。子会社においても、当社と同様に、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。

また、当社取締役会は、グループ会社管理規程を制定し、子会社の業務執行において当社の承認を要する事項及び当社に報告を要する事項を定めております。稟議制度を電子化した電子ワークフローシステムをグループ全社で活用するなど、迅速性かつ効率性を確保した子会社管理体制を構築しております。

そのほか、CSR委員会やグループ経営会議など子会社の役職員も構成員とするグループ横断的な委員会及び会議体の設置や、経営上の重要な業務に関する社内規程のグループ全社での共通化、当社管理部門からの子会社管理部門に対するシェアードサービス提供などにより、グループ全体の一元的な管理を可能とする体制としております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の運用状況

当社は、監査役職務を専属的に補助する部署として監査役室を設置しております。取締役会が制定した職務権限規程その他社内規程において、監査役室員の他部署との兼務禁止や、取締役及びその他の業務執行組織からの指揮命令権の独立を明確にし、人事異動、人事考課等についても監査役の同意を要することを定め、これを厳格に運用しております。当事業年度は、監査役室員を増員し、監査役の職務の執行を補助する体制をさらに強化いたしました。

また、当社は、監査役室員が監査役に同行して取締役会その他の重要会議等へ出席することを認めております。当事業年度、監査役室員は、18回開催した取締役会全てに監査役に同行して出席しており、その他監査役が出席する会議等の多くにも、監査役の指示に基づき同行、出席しております。

7. 監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会はもとよりCSR委員会やグループ経営会議などの重要な委員会及び会議体において、監査役は重要な構成員であるものと位置づけております。これらに限らず、監査役と当社及び子会社の取締役及び執行役員との間での意見交換の場を頻繁に設けているほか、拠点往査時の監査役と当社グループ従業員との情報交換の場もあり、監査役がグループ全社の役職員から直接報告を得られる機会を多く設けております。

そのほか、グループ全社で活用する稟議制度を電子化した電子ワークフローシステムにおいて、重要な事案は監査役に回覧する仕組みとしており、監査役の要請に応じて即座に回覧事案を追加できる体制を整えております。

また、グループ全役職員を対象とした内部通報制度では、全ての通報内容を監査役に随時共有する仕組みとしており、賞罰規程その他社内規程において、監査役への報告や内部通報のみを理由とした懲戒処分の禁止や、法令・定款等の違反行為に関与している役職員からの報告や通報である場合は当該役職員の処分決定において事情を考慮することなどを定め、厳格に運用しております。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針、及びその他監査役が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は、監査役職務の執行に必要なと見込まれる費用を織り込んで、年度予算を策定しております。当該費用には、監査役が独自に活用する弁護士や公認会計士など外部専門家に対して支払う費用も含んでおります。このほか、緊急又は臨時に監査役が抛出した費用についても遅滞なく償還しており、前払いの要請にも随時対応する手続きを用意しております。

また、内部監査部は、定期的な会合を設けるなど監査役との緊密な連携を保っており、総務部、経理部等の各部門も、監査役及び監査役室員からの要請に応じて、即座に必要な資料を提供するなど、監査役監査へ積極的に協力しております。

(注) グループ経営会議とは、当社グループの横断的な経営管理体制を構築すべく、当社グループ会社間の必要な情報共有、緊密な連携及び機動的な戦略調整を行うことを目的として、当社及び子会社の取締役、執行役員及び監査役を構成員として開催する会議体であり、当事業年度では事実上の機関として運営してまいりましたが、平成27年7月1日付で社内規程を制定し、正式な機関として設置いたしました。

③ 反社会的勢力排除に向けた体制整備と運用状況の概要

当社グループでは、反社会的勢力対応規程及び反社会的勢力対応マニュアルを制定し、統括責任部署をリスクマネジメント部(なお、同部は、平成27年7月1日付でCSR推進部に改称いたしました。)として、反社会的勢力との関係を排除する体制を整備・運用しております。

取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項(反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項)の記載又は覚書・合意書の締結を義務付ける運用を行っております。また、役職員については、自らが反社会的勢力に該当せずかつ関与しない旨の誓約書の提出を義務付けております。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

利益配分に関しましては、企業価値・株主価値向上を図るべく、内部留保を通じて成長のための資金需要と財務健全性確保に対応する一方で、連結配当性向を具体的な指標として、業績の一部について配当を通じて株主の皆様へ直接還元することを基本方針としております。配当水準については、中長期的に連結配当性向50%を目処とし、中間配当及び期末配当を年2回安定的に行うことを基本としております。

当事業年度におきましては、同会計期間の親会社の所有者に帰属する当期利益68億74百万円に対して連結配当性向50%を適用して、期末配当は1株当たり100.88円(年間配当は1株当たり100.88円)とさせていただきます。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (平成27年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	24,920
現金及び現金同等物	10,851
売掛金及びその他の債権	11,579
未収法人所得税	1,187
その他の短期金融資産	355
その他の流動資産	946
非流動資産	33,858
有形固定資産	658
のれん	29,202
無形資産	571
その他の長期金融資産	922
繰延税金資産	2,503
その他の非流動資産	0
資産合計	58,778

科目	金額
負債	
流動負債	17,808
買掛金及びその他の債務	7,199
借入金	1,406
未払法人所得税	184
その他の短期金融負債	946
従業員給付に係る負債	3,446
引当金	1
その他の流動負債	4,623
非流動負債	18,997
借入金	15,212
その他の長期金融負債	32
繰延税金負債	0
退職後給付に係る負債	3,515
引当金	235
負債合計	36,805
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	21,973
資本金	100
資本剰余金	6,525
利益剰余金	15,148
自己株式	△0
その他の資本の構成要素	200
非支配持分	0
資本合計	21,973
負債及び資本合計	58,778

連結損益計算書(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	81,241
売上原価	62,160
売上総利益	19,081
販売費及び一般管理費	11,797
その他の収益	113
その他の費用	113
営業利益	7,283
金融収益	7
金融費用	458
税引前当期利益	6,832
法人所得税費用	△43
当期利益	6,875
当期利益の帰属	
親会社の所有者	6,874
非支配持分	0
合計	6,875

連結持分変動計算書(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素
平成26年7月1日残高	100	8,936	5,916	—	118
当期利益			6,874		
その他の包括利益			△54		81
当期包括利益合計			6,820		81
自己株式の取得				△0	
資本剰余金から利益 剰余金への振替		△2,411	2,411		
平成27年6月30日残高	100	6,525	15,148	△0	200

	親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
平成26年7月1日残高	15,071	△0	15,070
当期利益	6,874	0	6,875
その他の包括利益	27	△0	27
当期包括利益合計	6,902	0	6,902
自己株式の取得	△0		△0
資本剰余金から利益 剰余金への振替	—		—
平成27年6月30日残高	21,973	0	21,973

計算書類

貸借対照表(平成27年6月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,792
現金及び預金	268
営業未収入金	138
前払費用	129
その他	1,256
固定資産	36,260
有形固定資産	331
建物	237
工具、器具及び備品	94
無形固定資産	527
商標権	0
電話加入権	0
ソフトウェア	456
ソフトウェア仮勘定	70
投資その他の資産	35,401
関係会社株式	34,962
敷金及び保証金	433
その他	5
資産合計	38,053

科目	金額
負債の部	
流動負債	10,414
短期借入金	8,061
1年内返済予定の長期借入金	1,500
未払金	319
未払費用	230
未払法人税等	9
未払消費税	133
預り金	11
前受収益	148
固定負債	15,400
長期借入金	15,400
負債合計	25,814
純資産の部	
株主資本	12,241
資本金	100
資本剰余金	6,525
資本準備金	6,525
利益剰余金	5,617
その他利益剰余金	5,617
繰越利益剰余金	5,617
自己株式	△0
評価・換算差額等	△3
繰延ヘッジ損益	△3
純資産合計	12,238
負債純資産合計	38,053

損益計算書 (自 平成26年7月1日 至 平成27年6月30日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		9,917
営業費用		3,514
営業利益		6,403
営業外収益		
貸倒引当金戻入額	8	
その他	0	9
営業外費用		
支払利息	388	
その他	57	446
経常利益		5,966
特別損失		
減損損失	27	27
税引前当期純利益		5,938
法人税、住民税及び事業税	9	9
当期純利益		5,929

株主資本等変動計算書(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 剰 余 金 計	利 益 剰 余 金 計
				繰 越 剰 余 金	繰 越 剰 余 金	
当期首残高	100	6,525	2,411	8,936	△2,723	△2,723
当期変動額						
当期純利益				－	5,929	5,929
資本剰余金から利益剰余金への振替			△2,411	△2,411	2,411	2,411
自己株式の取得				－		－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				－		－
当期変動額合計	－	－	△2,411	△2,411	8,340	8,340
当期末残高	100	6,525	－	6,525	5,617	5,617

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	繰 延 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
当期首残高	－	6,313	△6	△6	6,306
当期変動額					
当期純利益		5,929		－	5,929
資本剰余金から利益剰余金への振替		－		－	－
自己株式の取得	△0	△0		－	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		－	3	3	3
当期変動額合計	△0	5,928	3	3	5,932
当期末残高	△0	12,241	△3	△3	12,238

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年8月17日

テクノプロ・ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関谷 靖夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 真一郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善方 正義 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テクノプロ・ホールディングス株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、テクノプロ・ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年8月17日

テクノプロ・ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	関谷 靖夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 真一郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	善方 正義 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テクノプロ・ホールディングス株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容、当該体制の運用状況及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月20日

テクノプロ・ホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 長 尾 達 久 ㊞
常 勤 監 査 役 園 原 章 人 ㊞
常 勤 監 査 役 北 村 俊 市 ㊞
監 査 役 高 尾 光 俊 ㊞

(注) 監査役 長尾達久、監査役 北村俊市及び監査役 高尾光俊は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

TOPICS

テクノプロ・グループは、持続的な事業活動と継続的な発展の前提として、企業活動と地球環境の調和が重要であるとの認識のもと、「テクノプロ・グループ環境理念」及び「テクノプロ・グループ環境基本方針」を定め、これらの実践を通じて積極的な社会貢献を目指します。

第3回千年希望の丘植樹祭2015

主催：公益財団法人瓦礫を活かす森の長城プロジェクト

東日本大震災で被災した宮城県岩沼市の沿岸部に震災で発生したガレキ(再生資材)を活用した防潮堤を設置し、ここに植樹活動を進め多様性の拠点として整備・育成・保全していくことを目的とした活動です。

平成27年5月30日(土曜日)

テクノプロ・グループ従業員と家族の総勢44名が、植樹活動に参加しました。



千年の桜並木、みんなで植樹するデー

主催：女川桜守りの会

東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県女川町に彩りを取り戻し、豊かな桜にあふれた町にするために今後千年にわたり十萬本の桜を植え続けるという活動です。

平成27年3月29日(日曜日)

テクノプロ・グループ従業員と家族の総勢31名が、植樹活動に参加しました。



第10回 定時株主総会 会場ご案内図

会場

東京都千代田区外神田一丁目18番13号
秋葉原ダイビル2階
秋葉原コンベンションホール
TEL 03-5297-0230



- | | | |
|------|-----------------------|------|
| ■ 交通 | JR 秋葉原駅 (電気街口) | 徒歩1分 |
| | 東京メトロ銀座線 末広町駅 (1番出口) | 徒歩3分 |
| | 東京メトロ日比谷線 秋葉原駅 (2番出口) | 徒歩4分 |
| | つくばエクスプレス 秋葉原駅 (A3出口) | 徒歩3分 |

※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

※会場ビル内は禁煙となっており、喫煙スペースはございませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
環境に配慮した「ベジタブルインキ」を使用しています。